

【医師確保計画推進事業 Q & A】

令和2年11月26日

No.	質問区分	質 問	回 答	回答日
1	全般	・交付要綱第3の補助対象経費の計算方法について教えてください。	・別紙「医師確保計画推進事業 補助対象経費の計算方法」をご参照ください。	R2.3.27
2	全般	・既に他の補助金の対象経費となっている経費（事業）を申請できますか。	・同じ経費に対して二重に補助することはできませんので、申請はできません。	R2.3.27
3	全般	・令和元年度にあった地域勤務医師赴任促進事業はどうなりますか。 ・令和元年度にあった医療従事者の確保に関する支援事業のうち、「各病院又は郡市医師会が、地域医療構想に基づき、2次医療圏域において必要となる医療従事者を確保するために圏域の関係機関と連携し創意工夫して行う勧誘活動等の取組みに関する支援」はどうなりますか。	・令和2年度から本事業に統合されますので、それぞれ募集は行いません。 ・なお、医療従事者の確保に関する支援事業のうち、お問い合わせの取組み以外のもの（各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動）については、令和2年度も当該事業で支援予定です。	R2.3.27
4	連携事業	・当市（又は当医師会）は、医師多数区域に所在していますが、実施主体となり得ますか。	・市内（又は所管エリア）に、医師少数スポットが存在する場合は、「医師少数スポットに所在する市町村（郡市医師会）」に該当するため、実施主体となり得ます。	R2.3.27
5	連携事業	・二次医療圏域の医療従事者を確保するために圏域外の医療機関と連携した取り組みについては補助対象となりますか。	・圏域内での連携を前提としているため、圏域外の医療機関と連携する取組であっても、連携先の一つとして圏域内の医療機関や自治体が含まれている必要があります。 【一例】 申請者（病院）、連携先（①地元自治体、②圏域外医療機関） ・なお、当該補助金は医師招聘に係る事業を対象としており、医師以外の医療従事者（看護師等）の確保に係る事業は対象外ですので申し添えます。	R2.3.27
6	逸失利益	・当院が令和元年度まで交付を受けていた地域勤務医師応援事業（非常勤医師の派遣を受ける際の旅費交通費の支給）については、引き続き島根県医療介護総合確保促進基金事業費補助金の中で対象となりますか。	・引き続き対象となります。地域勤務医師応援事業は、非常勤医師の派遣を「受けた」際の交通費支給に係る経費が補助対象です。逸失利益は、補助対象者が医師少数区域又は医師少数スポットへ医師を派遣「した」場合に発生するものであり、それぞれ対象経費が異なります。 ・医師確保計画推進事業は、医療介護総合確保促進基金を財源として実施しますが、要綱等は既存の島根県医療介護総合確保促進基金事業費補助金とは別に新たに作成します。 ・なお、地域勤務医師応援事業は、令和2年度も島根県医療介護総合確保促進基金事業費補助金として実施予定です。	R2.3.27

【医師確保計画推進事業 Q & A】

令和2年11月26日

No.	質問区分	質 問	回 答	回答日
7	逸失利益	<ul style="list-style-type: none"> ・当院は、数少ない常勤医の中から、へき地へ健診のため医師を派遣していますが、これは逸失利益には該当しないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣医師が、勤務医師実態調査において、派遣先の非常勤医師（常勤換算）に計上される場合は該当します。 ・当該事業は、補助対象者が医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師派遣（定期的な派遣に限る）を行った際に生じる逸失利益が対象であり、医師確保計画の目標医師数における、「勤務医師の充足率向上等のため、増やす医師数」に貢献するものですが、この実績を勤務医師実態調査において検証するためです。 ・なお、逸失利益は、上記を満たす場合であれば、圏域を跨ぐ派遣を補助対象経費から除外はいたしません。 	R2.3.27
8	逸失利益	<ul style="list-style-type: none"> ・他県の医師確保計画における医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ定期的に医師を派遣した場合は対象となりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の医師確保計画の推進（県内の医師不足、医師偏在の解消）に資するものではないと考えられるため、対象となりません。 	R2.3.27
9	資金貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月31日以前に赴任した医師は本事業の対象となりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となりません。 	R2.3.27
10	資金貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助は県が医師に対して直接行うのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県から病院への補助となります。例えば、病院が200万円を医師に貸与した場合、県が100万円を病院へ補助し、残りは病院負担となります。 	R2.3.27
11	資金貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身分は非常勤であっても、勤務実態が常勤の場合の取扱いについて教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、週の過半以上を勤務し宿日直も対応するような勤務実態であれば、「新規に非常勤雇用する者で勤務日数等を勘案して知事が適当と認める者」に該当すると思われます。具体的なケースがあれば、個別にご相談ください。 	R2.3.27
12	資金貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱では、1年以上勤務することを返還免除条件とすることとしていますが、これと異なる条件を設定した場合や、基準額と異なる貸与額を設定した場合は補助対象となりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱で規定している返還免除条件と同等又はより厳しい条件（2年以上勤務することを返還免除条件とする等）を設定している場合は、補助対象となります。 ・なお、基準額を超える額を設定した場合は基準額を、基準額を下回る額を設定した場合は実支出額（貸与額）を基準に補助を行います。 	R2.3.27
13	資金貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ・資金貸与した医師が、1年以上勤務しなかった場合（返還免除条件の不履行）の取扱について教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金返還等の手続きが必要となりますので、県庁医療政策課までご連絡ください。 	R2.3.27
14	資金貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除とした場合の所得税の課税関係について教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施している研修医向けの貸付金（研修医研修支援資金）については、「返還免除された場合には課税対象となり、所得としての申告が必要」との回答を平成25年7月に広島国税局より受けております。各病院で貸与を行う資金についても返還免除となった場合には、所得税の課税対象となる可能性がありますので、各病院において適切に処理してください。 	R2.3.27
15	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師の確保に関する経費は対象となりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師（≠歯科医師）偏在対策のために策定した医師確保計画の推進を目的とした補助金であるため、歯科医師の確保に関する経費は対象なりません。 	R2.4.8

【医師確保計画推進事業 Q & A】

令和2年11月26日

No.	質問区分	質 問	回 答	回答日
16	連携事業	・人件費は対象となりますか。	・対象となります。	R2.4.8
17	連携事業	・当院は医師確保の一環から、令和2年度において同圏域の公立病院から非常勤医師の派遣を受けることになっています。 ・当該医師の報酬については、負担金として当該公立病院に支払うことになっていますが、その場合も対象になりますでしょうか。 ・また、当該医師の送迎を委託しており委託料として支払うことになりますが、対象になりますでしょうか。	・本補助金は、Q&A（No.16）のとおり、人件費に相当する経費は対象としていません。従って非常勤医師に係る報酬（人件費）も対象外となります。 ・また、負担金は交付要綱に掲げる対象経費ではないため、対象となります。 ・なお、委託料については交付要綱に掲げられているとおり、対象経費となります。ただし、地域勤務医師応援事業との経費の二重計上はできませんので、ご留意ください。	R2.4.8
18	逸失利益	・当院は令和2年度に常勤医師全員が週に1回、他院（松江及び出雲圏域）に診療応援（研修含む）に行くこととしています。 ・これは医師確保の一環として行っており、診療応援に要する各種手当も当院から支給しています。 ・一方、当院としては常勤医師が1日不在になることで経営に影響する部分もあり、診療応援により生じる逸失利益に補助事業が活用できないかと考えていますがいかがでしょうか。	・診療応援先（派遣先）が、「医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所」である場合は対象となります。 ・なお、松江圏域及び出雲圏域は医師多数区域のため、同区域に設定されている医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ派遣されることが必要となります。 ・また、Q&A（No.7）のとおり、県が実施する勤務医師実態調査において、派遣先の非常勤医師（常勤換算）に計上される必要がありますので、ご留意ください。	R2.4.8
19	逸失利益	・医師少数区域に所在するA市立病院が、A市が設置する公立診療所へ非常勤医師を派遣した場合の逸失利益は補助対象となりますか。	・対象となります。	R2.4.8
20	逸失利益	・逸失利益の計算において、「その他経費」に減価償却費は含まれますか。	・含まれません。決算書類上、一般的に「経費」と計上されているものを想定しています。	R2.5.28
21	逸失利益	・公立病院において、逸失利益の対象となる医師について自治体の一般会計から人件費相当額の繰り出しがある場合、補助対象として良いでしょうか。	・補助対象として差し支えありません。当該事業は、人件費に対して補助するものではなく、医師の定期的な派遣によって生じる逸失利益を対象に補助するものです。従って、当該医師の人件費に係る財源は問いません。	R2.5.28
22	逸失利益	・医業費用の計上方法について教えてください。	・医業収益に占める入院収益及び外来収益の割合によって、適切に按分のうえ計上してください。詳細は、別紙「医師確保計画推進事業 医業費用の計算方法」をご参照ください。	R2.6.23
23	逸失利益	・当院は、A病院とB診療所へ派遣を行っており、A病院からは派遣に係る委託金等収入があり、B診療所からはありません。この場合、B診療所だけを計上してよいですか。	・A病院、B診療所いずれも計上のうえ、総事業費からA病院への派遣に係る委託金等収入を控除してください。	R2.11.26